

職員の皆様へ

ひかりの園 職員行動指針

2021 年 10 月 22 日

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が日本全国すべての地域において解除され3週間が経過しました。全国的な感染爆発の収まり、また浜松市内でも感染者がごく少数であるということを受けまして、新型コロナウイルス感染症への対応を見直しました。

新型コロナウイルス感染症の第5波は収まってきているものの、専門家からは次の第6波への危険が指摘されており、予断の許されない状況に変わりはありません。施設としましてはこれまで同様の基本的な感染症対策を徹底して講じていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症が施設内で発生しますと、ご利用者の日常生活に大きな影響を与えることになります。また、様々なことに対応するために職員の皆様にも多大な労力をお掛けすることとなります。

昨年以降、職員の皆様におかれましては様々な感染症対策に取り組んでいただき大変感謝しております。再三にわたってお知らせをしておりますが、福祉施設は「三密」が避けられない場所であり、ご利用者の感染を予防するためには、ご家族や職員がまず感染しないことが必要になります。以下の内容をご確認いただき、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

1 職員の皆様へのお願い（行動の管理指針）

基本方針

- （1）日常的に、人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空け、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- （2）次の3つの条件が重なることを徹底的に回避するよう心がけて行動する。
 - ①換気の悪い密閉空間
 - ②多数が集まる密集場所
 - ③間近で会話や発声をする密接場面
- （3）不要不急の外出は自粛する。

具体策

- 換気が悪く人が密に集まるような感染リスクの高い場所への出入りは行わないこと。
- 特に、狭い環境での飲食店、ライブハウス、接待を伴う飲食店など「3密」のリスクが高い施設等の利用を自粛すること。
- 10人を超える人数での懇親会等の開催、参加等は自粛すること。(マスクを外しての会食は感染のリスクが高まります)
- 業務等で参加が不可欠な会議や冠婚葬祭の場合には、主催者に感染対策を確認したうえで参加すること。
- 不特定多数者との接触を避け、感染のフォローアップが困難になるような行動はしない。
- アルコール消毒又は石鹸による手洗い・咳エチケットを励行し、感染症の予防と健康管理に十分努める。
- 人との間隔をできるだけ(最低1m)空け、近距離での会話や大声での発声を控える。必要な場面が生じた場合は、飛沫を飛ばさないよう、マスクの装着を励行する。
- 出勤前に検温し、自己管理で健康チェックを行う。施設からの求めに応じ提出できるように記録しておく。
- 十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- 静岡県外への旅行をする場合は、施設長に報告の上、感染防止対策を講じたうえで行動すること。また、移動の際の行動を記録するとともに、移動後2週間は健康管理に特に注意を払い、体調の変化があった場合は、施設からの指示に従うこと。
- 今年度も資格取得のための試験を予定されている職員の方も多いと思います。試験会場では十分な感染対策を講じていることと思われませんが、受験にあたり基本的な感染予防に努めていただき、移動についてはできる限り自家用車での移動をお願いいたします。また、遠方のため新幹線を利用しての移動については乗車時に感染予防対策をきちんと行ってください。新幹線の駅以降はタクシーなどの利用をお勧めします。できる限り鉄道やバス等の利用は控えていただきますようお願いいたします。
※前泊利用などで日中の混雑をしている時間帯を避けることができれば、鉄道やバスの利用も可能と考えます。利用の場合は必ず事前に施設長の承諾を得てください。
- 上記を含め判断に困る場合は、施設長にご相談ください。

※発熱等の症状が発生した場合

- まずはかかりつけ医の診察を受けると同時に状況について施設(施設長)に連絡をお願いします。
- 受診後結果についても施設(施設長)に連絡をお願いします。(状況に応じて企画及び法人対策委員会にて検討を行います。)

2 職員の会食会や旅行等について

職員の会食会や旅行等については、下記の通り慎重な対応をしたうえで実施してください。
この通知は、あくまでも一部の規制の緩和であり、施設長、所属長の承認を得て慎重な行動を心掛けるようにしてください。

① 会食会を催す場合

- 飲食をする場合は、職員の合計人数を 10 人以下にし、できる限り 4 名一テーブルとし、食事場所を分散して密を避けること。施設内と同様の感染予防対策を講じること。
- フードサービス協会等が示す感染予防指針の条件を満たす店舗に限定すること。
また、
「はままつ安全・安心な飲食店認証制度」
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/96477/ninsyo.pdf>
「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」
http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/documents/210916ninsyo_list.pdf
のいずれかの認証を得ている店舗に限定すること。
- 事前に、上記の要件が合致しているか確認すること。
- 店舗を貸し切りとするなど不特定の人と接触しないように配慮や工夫をすること。
- 出来る限り、会話の際はマスクの着用をすること。
- 感染防止策を示した計画書を施設に提出して施設長の承認を得ること。

② 観光地に行く場合

- 観光地の状況を事前に確認し、不特定多数の人と接触する場面を避けるように工夫すること。（休日避ける。平日の混雑状況を把握して、安全な行動計画をたてるなど）
- 観光地や店舗ではマスクを着用すること。
- 観光地においては集団では行動せず、4 名程度の小グループによる行動を計画すること。

③ 宿泊する場合

- 旅館等の選定は、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会が示す感染予防指針を満たす旅館等に限定すること。（コテージなどの貸し切りも検討されるとよい）
- 事前に業者と感染予防策について協議し、感染予防計画を作成すること。
- 感染防止策を示した計画書を施設に提出して施設長の承認を得ること。
- 検温や健康観察を行い、記録すること。

④ その他

- 今後のコロナ感染状況の変化に応じた対応を心掛ける。
- 家族や少人数での食事、宿泊等の場合も上記にならない、感染予防対策を講じること。